

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和2年5月29日

” 感染防止対策の継続をお願いします ”

国では、5都道県の緊急事態宣言を5月25日（月）に解除しました。

全国での解除を受け、秋田県では、今後の対策の基本的な考え方を示しました。

村では、6月1日（月）から県に準じて段階的に自粛を緩和していきませんが、まだ終息したわけではないので、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただき、「感染しない・させない」ことを心がけていただくようお願いいたします。

なお、一部地域（現在は北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県ですが、状況により変わります。）との往来については十分に注意してください。

*** 村 内 で の 対 応 ***

◆県外との不要不急の往来自粛について

6月1日から自粛を解除しますが、一部地域は、6月18日まで自粛してください。

◆公共施設の県外利用について

6月1日から県外からの利用や県外からの講師などの利用は可能としますが、一部地域からの利用については、自粛を要請します。

◆イベント・行事等の開催について

6月19日からは、感染防止対策を行ったうえで開催してください。参加人数については、段階的に緩和される県の対策（裏面参照）を目安にしてください。

◆感染防止対策の継続について

- 人との距離をできれば2m以上保つ。
- マスクの着用、うがい、こまめな手洗いを励行する。
- 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける。
- 人や物との接触機会を減らす工夫を生活様式に取り入れる。
- クラスターの発生する可能性がある行動を避ける。

など

お問い合わせは

【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

大潟村役場住民生活課 TEL. 45-2114

大潟村診療所 TEL. 45-2333

大潟村保健センター TEL. 45-2613

裏面もご覧ください。

*** 県の基本的な考え ***

◆外出自粛について

	外出自粛	
	県をまたぐ移動	県をまたぐ観光
～5月31日	自 粛	自 粛
6月1日～6月18日	一部地域を除き解除	(県内観光のみ)
6月19日～7月 9日	解 除	段階的に解除
7月10日～7月31日		
8月1日～		解 除

※一部地域（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）

◆イベント・行事等の開催について

	イベント・行事等の開催基準（上限人数）	
	屋 内	屋 外
～5月31日	100人	200人
6月1日～6月18日	100人	200人
6月19日～7月 9日	1,000人	1,000人
7月10日～7月31日	5,000人	5,000人
8月1日～	収容人数の50%	上限無し

※表の人数と収容人数の50%を比較して少ない方を上限人数とします。

◆その他

- マスクの着用、手洗い、三密の回避などの感染防止対策の実施をお願いします。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、外出自粛要請、イベント開催の中止や延期、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じます。

*** 詐欺に注意してください！ ***

新型コロナウイルス感染支援策の特別定額給付金をはじめとする給付金や支援金を狙った詐欺が発生しています。

次のような場合に注意し、絶対に対応しないようにしてください。

- 役所からの偽のメールが送られてきた。
- 手続の代行を行っているという業者から電話があった。
- クレジットカード（キャッシュ）カードが必要なので、預かりますと訪問を受けた。
- ATMで操作して、受け取ってくださいと連絡がきた。 など

*** 誹謗・中傷をなくしましょう ***

新型コロナウイルスをめぐる、感染者や医療従事者とその家族、外国人や海外渡航した人など、誤った情報や認識による不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などをなくしましょう。

裏面もご覧ください。